

港湾法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案 新旧対照条文 目次

○港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）（抄）（第一条関係）・・・・・・・・・・・・・・・1

○宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）（第二条関係）・・・・・・・・・2

○地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）（抄）（第三条関係）・・・・・・・・・3

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）（第三条関係）・・・4

○地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）（抄）（第三条関係）・・・・・・・・・5

○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）（抄）（第三条関係）・・・6

○電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）（抄）（第四条関係）・・・・・・・・・7

改正案	現行
<p>（緊急確保航路）</p> <p>第十七条の十 法第五十五条の三の五第一項に規定する緊急確保航路の区域は、別表第五のとおりとする。</p> <p>（職権の委任）</p> <p>第二十二条 次に掲げる国土交通大臣の職権は、地方整備局長又は北海道開発局長が行うものとする。</p> <p>一 法第六章、第五十五条の三の四、第五十五条の三の五及び第五十六条の六の規定による国土交通大臣の職権（企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）第八条第四項の規定に基づく港湾工事に係る処分により納付すべき負担金に係るものを除く。）</p> <p>二 略</p> <p>2 法第四十一条の五、第五十条の六第十項（同条第十一項において準用する場合を含む。）、第五十条の七第五項、第五十条の十六第八項（同条第九項において準用する場合を含む。）、第五十条の二十二、第五十六条の二の二十二、第五十六条の四及び第五十六条の五並びに第十七条の九の規定による国土交通大臣の職権は、地方整備局長又は北海道開発局長も行うことができる。</p>	<p>（緊急確保航路）</p> <p>第十七条の十 法第五十五条の三の四第一項に規定する緊急確保航路の区域は、別表第五のとおりとする。</p> <p>（職権の委任）</p> <p>第二十二条 次に掲げる国土交通大臣の職権は、地方整備局長又は北海道開発局長が行うものとする。</p> <p>一 法第六章、第五十五条の三の三、第五十五条の三の四及び第五十六条の六の規定による国土交通大臣の職権（企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）第八条第四項の規定に基づく港湾工事に係る処分により納付すべき負担金に係るものを除く。）</p> <p>二 略</p> <p>2 法第四十一条の五、第五十条の六第十項（同条第十一項において準用する場合を含む。）、第五十条の七第五項、第五十六条の二の二十二、第五十六条の四及び第五十六条の五並びに第十七条の九の規定による国土交通大臣の職権は、地方整備局長又は北海道開発局長も行うことができる。</p>

○ 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一 十二の五（略）</p> <p>十三 港湾法第三十七条第一項第四号、第四十条第一項、第四十五条の六、第五十条の十三及び第五十条の二十四～三十七（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一 十二の五（略）</p> <p>十三 港湾法第三十七条第一項第四号、第四十条第一項及び第五十条の十三</p> <p>十四～三十七（略）</p> <p>2・3（略）</p>

○ 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあっては当該市（第十九号及び第二十二号にあっては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第三項（同法第四十三条の八第四項及び第五十五条の三の五第四項において準用する場合を含む。）並びに第三十八条の二第一項、第九項及び第十項</p> <p>四〇三十一 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあっては当該市（第十九号及び第二十二号にあっては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第三項（同法第四十三条の八第四項及び第五十五条の三の四第四項において準用する場合を含む。）並びに第三十八条の二第一項、第九項及び第十項</p> <p>四〇三十一 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第三項（同法第四十三条の八第四項及び第五十五条の三の五第四項において準用する場合を含む。）並びに第三十八条の二第一項、第九項及び第十項</p> <p>三〇三十一 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第三項（同法第四十三条の八第四項及び第五十五条の三の四第四項において準用する場合を含む。）並びに第三十八条の二第一項、第九項及び第十項</p> <p>三〇三十一 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第三十二条 次に掲げる法令の規定については、地方独立行政法人（第十九号及び第二十四号に掲げる規定にあつては、公営企業型地方独立行政法人に限る。）を、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあっては当該都道府県と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇三三（略）</p> <p>四 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第三項（同法第四十三条の八第四項及び第五十五条の三の五第四項において準用する場合を含む。）、第三十七条第四項並びに第三十八条の第二項、第九項及び第十項</p> <p>五〇二四（略）</p> <p>二〇五（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第三十二条 次に掲げる法令の規定については、地方独立行政法人（第十九号及び第二十四号に掲げる規定にあつては、公営企業型地方独立行政法人に限る。）を、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあっては当該都道府県と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇三三（略）</p> <p>四 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第三項（同法第四十三条の八第四項及び第五十五条の三の四第四項において準用する場合を含む。）、第三十七条第四項並びに第三十八条の第二項、第九項及び第十項</p> <p>五〇二四（略）</p> <p>二〇五（略）</p>

○ 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十二条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第三項（同法第四十三条の八第四項及び第五十五条の三の五第四項において準用する場合を含む。）</p> <p>三 十 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十二条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第三項（同法第四十三条の八第四項及び第五十五条の三の四第四項において準用する場合を含む。）</p> <p>三 十 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（保護区域内の禁止漁業等）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 法第四百四十一条第四項ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合（これらの場合における行為が河川等の水面を占用して船舶をびよう泊させ、又は土砂を掘採するものである場合に限る。）において、水底線路の保護に支障がなく、かつ、やむを得ない事情があるときとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 国土交通大臣若しくは港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者が同条第七項に規定する港湾工事を施行する場合、国土交通大臣が同条第八項に規定する開発保全航路の開発若しくは保全に関する工事を施行する場合又は同法第三十七条第一項、第四十三条の八第二項、第五十五条の三の五第二項若しくは第五十六条第一項の規定による許可を受けた者（同法第三十七条第三項（同法第四十三条の八第四項、第五十五条の三の五第四項及び第五十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられたこれらの規定による協議をした者を含む。）若しくは同法第五十六条の四第一項の規定による命令を受けた者が当該許可等に基づく行為を行う場合</p> <p>七～十（略）</p>	<p>（保護区域内の禁止漁業等）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 法第四百四十一条第四項ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合（これらの場合における行為が河川等の水面を占用して船舶をびよう泊させ、又は土砂を掘採するものである場合に限る。）において、水底線路の保護に支障がなく、かつ、やむを得ない事情があるときとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 国土交通大臣若しくは港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者が同条第七項に規定する港湾工事を施行する場合、国土交通大臣が同条第八項に規定する開発保全航路の開発若しくは保全に関する工事を施行する場合又は同法第三十七条第一項、第四十三条の八第二項、第五十五条の三の四第二項若しくは第五十六条第一項の規定による許可を受けた者（同法第三十七条第三項（同法第四十三条の八第四項、第五十五条の三の四第四項及び第五十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられたこれらの規定による協議をした者を含む。）若しくは同法第五十六条の四第一項の規定による命令を受けた者が当該許可等に基づく行為を行う場合</p> <p>七～十（略）</p>